

労働者家族の福祉に関する調査

(付 帯 事 例 調 査)

— 結 果 報 告 書 —

昭和45年11月

労働省婦人少年局

は し が き

この調査は、業務上災害による重度障害者の家族の生活上の問題点をは握するために重度障害者の妻150名の生活実態事例を訪問調査したものである。

ご協力いただいた対象者をはじめ、関係機関の各位に厚くお礼申し上げます。

昭和45年11月

労働省婦人少年局

目次

はしがき

調査の概要	1
調査結果	3
I 被災労働者（重度障害の夫）について	3
1. 障害等級	3
2. 夫の年齢	3
3. 夫の仕事の有無	3
II 家族について	4
1. 妻の年齢	4
2. 家族員数	4
3. 子どもの数	4
III 家族の就労について	4
1. 夫以外に現在職業に従事している家族員数	4
2. 妻の就労	5
(1) 就労の有無	5
(2) 就労の種類	5
(3) 就労開始の時期	6
(4) 月収金額	6
3. 子どもの就労	6
IV 子どもの教育について	6
1. 夫の被災が子どもの就学に及ぼした影響	6
2. 奨学金の受給状況	7
V 住居について	7
1. 現在の住居の状況	7
2. 夫の被災後住居を移転した理由	7
VI 家計について	7
1. 家計担当者	7
2. 家庭の月収総額とその内容	7

調 査 の 概 要

3. 現在の月収と夫の被災前の月収との比較	8
4. 1ヵ月当たりの支出額	8
Ⅶ 夫の被災により受け取った金について	8
1. 公的年金の給付	8
2. 事業場から受け取った災害見舞金等	9
Ⅷ 夫の看護、治療について	9
Ⅸ 妻の意識について	10
1. 夫の被災で困ったこと	10
2. 重度障害対策について	11
X その他	11
1. 調査員の所見	11
2. その他施策に関すること	13
(付) 調査票	14

1. 調査の目的

労働災害により重度の障害（障害等級第1級～第3級）をうけた労働者の家族について、その就労状況、家計など生活の現状ならびに夫の被災による生活上の問題点を明らかにする。

2. 調査の範囲

(1) 調査の地域

全 国

(2) 調査の対象

昭和43年1月から12月までの間に、障害補償年金（第1級～第3級）の支給決定を受けた労働者の妻の中から一定の方法により抽出した150名（回収有効数113名）。

なお、障害補償年金を受けた労働者（夫）の所属していた事業場の産業別、規模別数は下表のとおり。

産 業 別 事 業 場 数

総 数		林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	運輸業	電気・ガス・水道業	その他	不明
実数	%									
113	100.0	2.6	0.9	13.2	20.4	33.6	20.4	1.8	6.2	0.9

規 模 別 事 業 場 数

総 数		500人以上	100～499人	30～99人	29人以下	不明
実 数	%					
113	100.0	23.0	18.6	15.0	42.5	0.9

3. 調査の時期

昭和45年5月

4. 調査の方法

訪問面接調査

5. 調査項目

家族構成、住居、子どもの教育、家族の就労、家計、事業所からの災害補償、夫の介護、妻の意識。

6. 調査機関

労働省婦人少年局

調 査 結 果

I 被災労働者（^注重度障害の夫）について

注）重度障害とは、業務上の負傷や病気が治ったあと、身体に一定の障害が残った場合、その障害の程度が重いもの（障害等級第1級～第3級）をいう。これらの障害が存する者に対しては、障害の程度に応じて障害補償年金（給付基礎日額の240日分－188日分）が支給される。

今回の事例調査では、この障害等級第1級～第3級の障害補償年金を受けている労働者の妻を対象とした。この等級に該当するものは、例えば両眼または一眼失明、半身不随、上両肢または両手の手指全部喪失等のため、労働能力の全部を失ったものである。

1. 障害等級

調査の対象となった夫の障害等級は、第3級の者が60%、第1級の者が20%、第2級の者が20%となっている。（第1表）

第1表 障害等級別夫の数

総 数		第1級	第2級	第3級
実 数	%			
113	100.0	20.4	19.5	60.1

2. 夫の年齢

113名の夫の年齢は、30才代および40才代がそれぞれ28%であり、60才以上が18%となっている。

調査時点における夫の平均年齢は47才である。

3. 夫の仕事の有無

重度障害者である夫が、現在何らかの仕事をしているか否かについては、“何もしていない”ものが44%で一番多い。

その他（28%）の内容には、会社に雇用されるものが大半を占める。

（第2表）

第2表 夫の仕事の内容

M.A

総 数		夫が主と なっていて仕 事をして いる	家業の手 伝いをして いる	内職をして いる	留守番 をして いる	その他	何もし ていな い
実 数	%						
113	100.0	7.1	4.4	4.4	15.9	28.3	44.2

II 家族について

1. 妻の年齢

妻の年齢は30才代が30%、40才代28%、50才代27%などであり、調査時点における妻の平均年齢は43才である。

2. 家族員数

家族4人というものが35%、3人が20%で多く、平均員数は4.2人である。

家族構成は“夫婦または夫婦とその子ども”からなる基本世帯が76%で、複合世帯は24%ある。

3. 子どもの数

対象者の子どもの数（未婚の子ども）を学令区分別にみると中学生以下が58%で、その内わけは小学生24%、中学生19%、学令前15%となっている。高校生以上は42%である。

III 家族の就労について

1. 夫以外に現在職業に従事している家族員数

その家族員の有職状況をみると、有職者1人というものが31%で最も多く、2人のものが25%である。

一方、有職者が1人もいない家族が29%あり、このなかで夫も含め誰も働いていない家族が33%ある。

家族員の平均有職者数は1.4人である。（第3表）

第3表 夫以外に職業に従事している家族員数

総 数		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人 以上	平 均 員 数
実 数	%						
113	100.0	29.2	31.0	24.8	7.1	7.9	1.4

2. 妻の就労

(1) 就労の有無

家事のほかに仕事を持っているものは63%で、年代別には30才代と40才代がそれぞれ70%をこえて多い。

(2) 就労の種類

就労の種類は、雇用者が対象者全体の46%で多く、他は自営農業34%、内職14%などである。

雇用の内訳は、単純作業に従事するものが50%で多い。（第4表）（第5表）

第4表 年齢階級別妻の就労の有無

		総 数		仕 事 を している	仕事をし ていない
		実 数	%		
計		113	100.0	62.8	37.2
妻 の 年 令	29才以下	11	100.0	63.6	36.4
	30才代	34	100.0	70.6	29.4
	40才代	32	100.0	71.9	28.1
	50才代	30	100.0	50.0	50.0
	60才以上	6	100.0	33.3	66.7

第5表 妻の就労の種類

M.A

		就労者であ る妻総数		雇 用							内職	自家 農業	農業 以外の 自 営業
		実数	%	小計	事務	技能 的 作業	単純 作業	販売	サー ビス 職業	そ の 他			
計		71	100.0	46.4 (100.0)	(9.1)	(15.1)	(48.5)	(6.1)	(9.1)	(12.1)	14.1	33.8	12.7
妻 の 年 令	29才以下	7	100.0	42.9 (100.0)	(63.3)	—	(66.7)	—	—	—	14.3	14.3	28.6
	30才代	24	100.0	41.8 (100.0)	(10.0)	(30.0)	(40.0)	(10.0)	(10.0)	—	16.6	29.2	12.5
	40才代	23	100.0	52.2 (100.0)	(8.3)	8.3	(41.7)	(8.3)	(16.7)	(16.7)	21.7	34.8	8.7
	50才代	15	100.0	46.7 (100.0)	—	(14.3)	(57.1)	—	—	(26.6)	—	46.7	6.7
	60才以上	2	100.0	50.0 (100.0)	—	—	(100.0)	—	—	—	—	50.0	—

また、夫の障害等級別に妻の就労状況をみると、第3級の者の妻に、働いているものが多い（69％）（第6表）

第6表 夫の等級別妻の就労の有無

	総 数		あ り	な し
	実 数	%		
計	113	100.0	62.8	37.2
第1級	23	100.0	47.8	52.2
第2級	22	100.0	59.1	40.9
第3級	68	100.0	69.1	30.9

(3) 就労開始の時期

これらの妻の就労しはじめた時期は、夫が“被災する以前から働いていた”というものが61％で、雇用先は、“夫が被災した会社以外”というものがほとんどである。

(4) 月収金額

妻の就労による1ヵ月当たりの平均収入は2万4千円である。（第7表）

第7表 妻の就労による月収金額

総 数		5,000	5,000	1万～	2万～	3万～	4万～	5万	不明	平均金額
実数	%	円未満	円～1万未満	2万	3万	4万	5万	以上		
71	100.0	85	99	31.0	14.1	15.5	9.9	6.9	4.2	24,354円

3. 子どもの就労

夫が被災した後、その子どもが就職したものが3割ある。その雇用先は夫の会社と異なるものが94％である。

Ⅳ 子どもの教育について

1. 夫の被災が、子どもの就学に及ぼした影響

夫の被災当時、12才以上で就学中の子どもを持っていたものは60人

で、“子どもの就学に影響を与えた”と答えたものが約4割を占めている。

影響の内容は、“上級学校への進学を中止したり、中途退学して就職した”というものが約30％で多い。（第8表）

第8表 夫の被災により子どもの就学に及ぼした影響

夫が被災した 当時12才以 上で勉学中の 子どもを持つ ものの総数		影 響 あ り						影 響 な し
		小 計	中 途 退学し 就 職	進学を やめて 就 職	全日 制から定 時制に	転 校	その他	
実 数	%							
60	100	36.7	1.7	28.4	3.3	0	3.3	63.3

2. 奨学金の受給状況

奨学金を受けている子どもを持つものは6人あり、1ヵ月の受給額の平均は8千円である。

Ⅴ 住居について

現在の住居は、“自分の家”が57％、次に“借家”18％、“社宅・寮”12％等になっている。

これらの住居に住み始めた時期をみると、“夫が被災した後に移転してきた”というものが対象者の約3割に及んでいる。

転居の理由は、“家賃が安い”、“自分や家族の職業の都合”がそれぞれ16％となっている。

“その他”59％の内わけは、“息子の家に移った”、“家を建てた”等である。

Ⅵ 家計について

1. 家計担当者

家庭で主となって家計を支えているものは妻が48％、夫が39％となっている。

2. 家庭の月収総額とその内容

家庭の総収入（妻の働いて得た収入、家族の働いて得た収入、公的年金等の合計）は1ヵ月平均6万5千円である。

総収入の内容としては、障害年金は全員受給しているが、“その他の公

的年金”を受けているものが62%ある。

他に“妻の働いて得た収入”、“妻以外の家族の働いて得た収入”のあるものは、それぞれ57%ある。一方、“企業年金”“将学金”“生活保護”を受けているものはきわめて少ない。(第9表)

第9表 総収入の内容

M-A

総数		妻の働いて得た収入	妻以外の家族の働いて得た収入	公的年金		企業年金	奨学金	生活保護	その他	不明
実数	%			障害補償年金	その他の公的年金					
113	100.0	56.6	56.6	100.0	61.9	0.9	5.3	5.3	5.3	4.4

3. 現在の月収と夫の被災前の月収との比較

現在の月収が夫の被災前とくらべて、“減った”と答えたものが全体の62%を占め、“変わらない”ものが20%である。

一方、“ふえた”と答えたものも12%ある。

減った額の平均は2万4千円で、増えた額の平均は2万1千円である。

(第10表)

第10表 現在の月収と夫の被災前の月収との比較

	総数		5千円未満	5千円以上1万円未満	1~2	2~3	3~4	4~5	5万円以上	不明	平均金額
	実数	%									
減った	70	100.0	44	1.4	25.7	28.6	15.7	7.1	10.0	7.1	23,985円
増えた	14	100.0	—	7.1	21.4	35.8	14.3	—	7.1	14.3	21,250

4. 1ヵ月当たりの支出額

現在の1ヵ月当たりの支出(4月の通常の支出で特別の臨時的支出は除く。)は平均5万4千円である。

VII 夫の被災により受け取った金について

1. 公的年金の給付

夫の被災によって受け取った公的年金は、労災保険の障害補償年金、厚生年金の障害年金、国民年金の障害年金等である。

これらの公的年金の平均受給額は3万1千円である。(第11表)

第11表 公的年金の種類

M-A

	総数		障害補償年金	その他の公的年金					損害賠償
	総数	%		厚生年金	国民年金	併合	その他	不明	
計	113	100.0	100.0	56.6	10.6	—	2.7	3.5	—

2. 事業場から受け取った災害見舞金等、

夫の被災について事業場から災害見舞金や退職金等を受けたものは被災者全体の79%である。一方、何も受け取っていないものが21%ある。

事業場から受け取った金額の種類をみると、災害見舞金が53%、休業補償金39%、退職金25%、障害補償金9%の順になっている。

これらの平均金額をみると、災害見舞金が13万3千円、障害補償金が71万円、休業補償金が26万7千円、退職金が92万2千円となっている。(第12表)

第12表 災害見舞金等の有無

総数		あり M-A							なし
実数	%	小計	災害見舞金	障害補償金	休業補償金	退職金	その他	不明	
113	100.0	78.8 (100.0)	(52.8)	(9.0)	(39.3)	(24.7)	(24.7)	(1.1)	21.2

VIII 夫の看護・治療について

被災した夫の看護に家族を“必要とする”というものが30%、“時により必要”というものが34%で大部分の家族が看護の責任を負っている。

看護の内容は、“清拭・入浴”が44%、“着替え・ベッド作り”43%、“歩行介助”29%、“洗面”23%、“マッサージ”21%などである。

看護にあたっているものは妻がほとんどであり(94%)、看護に要する時間は平均3時間18分である。

看護に要する時間を夫の障害等級別にみると、障害第1級の者では平均6時間54分、第2級の者では3時間30分、第3級の者では2時間30分となっており、当然ながら障害等級が重度のものほど看護時間が長い。とくに、

第1級の者の中には、8時間以上の看護が必要なものが26%あり、24時間中世話をしなければならないものもみられる。(第13表)

第13表 看護の内容

M・A

総数		排便	洗面	食事	新聞・読書	歩行・介助	清拭・入浴	着がえ・ベッド作り	マッサージ	その他	特になし	不明
実数	%											
113	100.0	17.7	23.0	17.7	8.8	29.2	44.2	43.4	21.2	10.6	29.2	0.9

注)

夫の治療費がまだ必要である、というものが対象者の41%に及んでいる。障害等級別にみると第1級の者では52%と過半数をこえる。

この治療費の平均は3,500円である。

注) 障害補償年金を受ける者は傷病の症状がかたまって、これ以上治療を続けてもその効果が期待できない状態になったものであって、労災保険からは年金のみ支給され、治療費は支給されない。したがって、治療費は自分で治療をつづけている者の費用である。

第14表 治療費の金額

総数		2,000円未満	2,000円以上 4,000円未満	4,000円 6,000円未満	6,000円 8,000円未満	8,000円 10,000円未満	10,000円以上	不明	平均金額
実数	%								
46	100.0	28.3	36.9	17.4	4.3	2.2	8.7	2.2	3,511円

X 妻の意識について

1. 夫の被災で困ったこと。

一番困ったことは、“経済的な問題”をあげるものが最も多く55%、次いで“夫がいらいらして、あたりちらす”36%である。その他“妻や家族が就労と夫の看護等で過労になる”27%や“家庭内が暗くて楽しみがない”1.2%、“子どもの将来が暗い”1.1%などがみられる。(第15表)

第15表 夫の被災で困ったこと

M・A

総数		経済的な問題	相談相手がない	自分や家族が過労	夫がいらいらしてあたりちらす	家庭内が暗くて楽しみがない	働きたいが夫の世のため働けない	働かせないで夫の世話が十分でない	子供の将来が暗い	その他	つらいことは特になし
実数	%										
113	100.0	54.9	2.6	26.5	36.3	11.5	10.6	8.8	10.6	20.4	9.7

2. 重度障害対策について

労働災害によって重度の障害を受けた場合、調査対象者の望んでいることをみると、“国の労災補償をもっと手厚くする”というのが71%で非常に多い。次いで“事業場がもっと面倒をみる”28%、等となっている。(第16表)

第16表 重度障害対策についての要望

M・A

総数		家族や親せきが助け合う	事業場が面倒をみる	国の労災補償を手厚くする	地方自治体の援助を高める	民間の社会奉仕活動を盛んにする	その他
実数	%						
133	100.0	8.8	28.3	70.8	8.8	0.9	6.2

X その他

1. 調査員の所見

(1) 重度障害者である夫の事例

- 被災後も会社に籍があって、毎月基本給はもらえるし、現在国立視力障害センターで“はり・きゆう”の技術を習得中であって家庭は明るい。
- 被災後は事業主が毎日車で通院の世話をしてくれるので快活さを取り戻してきている。
- 盲啞学校でマッサージの技術を勉強中である。
- 3級であるが、現在は自転車にも乗れるので保険の外交を始めている。
- 周囲の人々の協力で、人を雇ってブリキ屋を経営し、順調にしている。
- 農閑期を利用して臨時雇用で会社に入っていたため、退職金、その他の補償もなく経済的にも気分的にもやりきれない様子である。
- 妻が病弱なため第3級の者の身でつらいが働きに出ている。
- 片腕であるうえに、めまい、頭痛等の後遺症に悩まされながら、会社の留守番をして働き、こづかい程度の収入を得ている。

- 復職はしているが、いつ発作がおきるかわからず不安がっている。
- 被災後、ひがみやすくなり、友だちのくるのもいやがる。また、将来を考えると暗いとなげいている。
- 半身不随で、杖をついて散歩するのがやっとである。マッサージを続ければ機能は幾分回復するといわれても、治療費が続かず断念している。
- 月に1回病院にゆかねばならないが、車代がかさむので診療にゆかないこともある。
- 自分が家族の重荷になることを非常に悩んでいる。
- 被災者には事業場での就業期間が短い者、身分不安定な者、老令者等も多く、これらの者で後遺症のある者はとくに気の毒に思われる。

(2) 妻および家庭事情の事例

- 夫は被災後も会社に引き続き働いているうえ、事業場もできるだけの面倒をみてくれているので家庭が明るく感じられる。
- 家族全員が、明るくするよう努めている様子がうかがえる。
- 妻は農業に従事し、住宅も土地もあるために、夫が働けないことに対しては不満がなく、また、現在は災害補償があるので助かるということで、暗い家庭を想像していたが救われた気がする。
- 農業をしているので経済的には困っていないようであった。また、夫には手仕事を採る積極性もあり、家族全員が助け合っているので明るさが感じられる。
- 妻が理容業を営んでいるため、経済的な痛手は少なく、妻が技術をもっていることの力強さと必要性が感じられる。
- 妻が食堂を営んでいたので暗さが感じられず、妻の経済力が大きな支えになっているように感じられる。
- 夫の看護と子どもの世話と、自分の勤めとで妻が過労になっている。
- 妻は入院中の夫の看護と、家に残してある子どものことが心配で疲労が重なっている。また、病院との往復で出費もかさんでいる。
- 夫が入院中のため、経済的にも肉体的にも疲れて、将来の見込みもなく悲観している。公的扶助について調べてみようという気力もない。
- 長男の収入と妻の内職で、生活はどうかできるが、妻が健康でないため無理ができないので暮しが心配である。

- 子どもからの送金がなく、夫は後遺症で働くことも一定しておらず、家計が苦しいらしい。しかし近所の人からは、「年金を受けて働きもしない」とねたまれたりしているようだ。
- 子どもが多いのに次男の収入だけしかなく生活は苦しい。
- 夫の被災により、子どもの進学を断念せざるをえなかった。
- 被災当時、夫の給与が高かったので生活に困らなかったが、子どもの成長にともない経済的に苦しくなっている。
- 事業主が妻の弟であったので、妻は夫の身内から夫の被災についてつくあたられ、ノイローゼ気味で、離婚まで考えた時期があったという。
- 夫婦養子のため、夫の被災後は養父母との折り合いが一層わるくなり、別居にふみきった。経済的には苦しくなっているが、家庭内の人間関係は好転している。
- 夫は耳が聞こえず、妻が書いて伝える状態で働きに出られない。長男と嫁が働き、それに頼って生活しているので非常に気がねしているようだ。

2. その他施策に関する事

- 重度障害者は、自分の身の回りのこともできずいららすることが多い。障害度に合わせた職場復帰のための、機能回復や、職業訓練施設の増設または拡充に力を入れるべきであろう。そうすることにより、重度障害者の精神的負担も軽くなると思う。
- 障害者や障害者の妻に対して、相談相手になる人が必要であると思う。
- 生活の柱になる妻のため、特別に就職のあっ旋や技能習得の助成が必要と思われる。

付 帯 事 例 調 査
労働災害家族の生活に関する事例調査
昭和45年5月

(フエースシート)

婦人少年室名	県 番 号	サンプル番号	調査員名

被災者(夫)氏名	現 住 所	被災者(夫)の障害等級
	電 話	
監 督 署 名	被災者の勤務先事業場	
年金証書番号	事業場名	業種番号
保 険 番 号	規模番号	
(注) 1 業種番号は頭2けたを記入 2 障害補償年金とその他の公的年金は1ヵ月あたりの金額を記入。但し障害補償年金は調整額を記入		
平均賃金(給付基礎日額)	円	
障害補償年金(労災保険)	円	
その他の公的年金(1厚生 2国 3併 4その他)	円	
損害賠償金	円	

(記入の仕方) 質問に対する回答は該当する番号を○で囲むか、またはあてはまる答えを記入してください。

問1 あなたの家族についておうかがいします。勤務や勉学のために家を離れている家族も含めて答えてください。

1. 家族数	2. 本人との続柄	3. 年 令	4. 職業の有無	5. 家族担当者	6. 本人の子どもの数(未婚の子どもの数に限る)	7. 学令前()人	8. 小学生()人	9. 中学生()人	10. 高校生以上()人	11. 計()人
1	本人(父)		有 無							
2	夫		有 無							
3			有 無							
4			有 無							
5			有 無							
6			有 無							
7			有 無							
8			有 無							
9			有 無							
10			有 無							

(注) 本表の家計担当者は、現在一番主になつて家計を支えているもの一人だけに○をつける。

問2 いまのあなたのお住いはどのような家ですか？

1 社 宅・寮	4 貸間・アパート
2 自分の持家	5 同 居
3 借 家	6 その他()

問3 いまの家はご主人が労働災害を受けられる前からお住いですか、それともその後に移つてこられましたか？

1 夫の被災前から	移転の主な理由は何ですか？
2 その後に移つてきた	1 前の家は社宅だったから
	2 この方が家賃が安いから
	3 自分や家族の職業の都合から
	4 その他()

問4 ご主人の被災後に就職したお子さんがいますか？

1 い る	どんな会社ですか？
2 い ない	1 夫の被災した会社
	2 1以外の会社
	(注) 1はその会社の事業場や同系列の会社につとめている場合を含む。

(ご主人の被災当時12才以上で勉学中の子どものいた人)

問5 ご主人の被災によってお子さんの就学に何か影響がありましたか？

1 あつた	どのような影響でしたか？
2 な い	1 中途退学し就職した
	2 上級学校への進学をやめ就職した
	3 全日制をやめて定時制にした
	4 転校した
	5 その他()
	影響がなかったのはなぜですか？(NA)
	1 会社からの奨学金がある
	2 公的機関の奨学金がある
	3 自費でまかなえる
	4 親戚の援助がある
	5 その他()

問6 あなたは現在、家事や夫の世話のほか仕事をしていますか？

1 仕事をしています	どんな仕事ですか？(NA)
2 仕事をしていない	1 事 務
	2 技術的作業
	3 単純作業
	4 販 売
	5 サービス職業
	6 その他()
	7 雇 用
	8 内 職
	9 自分家の農業
	10 農業以外の自営業
	11 その他()

(注) 1 事務とは一般事務、経理事務、タイピスト、応接、受付や現場での事務など
2 技術的作業とは生産工程などに属し、かなりの技能を要する作業(組立、組立、菓子製造工、縫製など)
3 単純作業とは短期間に習得でき、経験が必要としない作業(包装、土工、雑役など)
4 販売とは商品の仕入れ販売や金庫、保険の代理などの仕事(店員、保険外交員など)
5 サービス職業とは、個人家庭における家事サービスならびに対個人サービス(客の接待、案内、娯楽などの接客サービス)
6 その他とは上記1～5職種以外のものをいう。

問7 (問6の答が1 仕事をしているの人)

その仕事はご主人が被災される以前からしていますか？
(二つ以上の仕事をしている場合は収入の多い方について) 答えてください。

1 夫の被災前からしていた
2 夫の被災後にはじめた

問8 (問6の答が1 仕事をしているの人)

その仕事からの収入は月にどれくらいになりますか？
(つとめている人の場合は、税金などを差し引かれる前の総額を答えてください。
(二つ以上の仕事をしている場合はその総計をたずねる。))

円

問9 (問6の答が1～5の人)

あなたの勤め先はご主人が被災した会社と同一ですか？
(その会社の他の事業場や同系列の会社につとめている場合を含む。)

1 夫が被災した会社
2 1以外の会社

問10 お宅では現在1ヵ月平均どれ位の収入がありますか？

(年金と奨学金は1ヵ月あたりの金額を、その他の収入は今年1月から4月までの月平均を答えてください。
(収入のあるものの番号に○をつけ金額を記入))

1 妻の働いて得た収入 (問8の答えを転記)	円
2 家族の働いて得た収入 (家計に入れる収入のみを記入)	円
3 障害補償年金(労災保険) (フエースシートより転記)	円
4 その他の公的年金 (フエースシートより転記)	円
5 小 計	円
6 企業年金	円
7 奨 学 金	円
8 生活保護	円
9 その他(財産収入、仕送り、親せきの援助など)	円
10 計	円

問11 お宅の現在の月々の収入はご主人が被災される以前とくらべてどの位のちがひがありますか？

1	増えた () 円のちがひ
2	減った () 円のちがひ
3	変わりない
4	その他 ()

問12 お宅では先月(4月)の支出はどれくらいでしたか？
(この月だけの特別な随時的な支出は除く)

円

問13 ご主人の被災後、事業場から受けとられたお金はどのようなものがありますか？またそれはいくらでしたか？
(該当の番号にすべて○をつけ、金額も記入。金額はこれまでに受けとった総額)

1	災害見舞金	円
2	障害補償金	円
3	休業補償金	円
4	退職金	円
5	その他 ()	円

問14 現在お宅には貯金や土地、家などの財産がありますか？

項 目	財 産 の 有 無
1 土地(耕地・山林を含む)	有 無
2 家 屋	有 無
3 貯 金	有 (円) 無
4 株・債券	有 無
5 その他 ()	有 無

(あるもの全部に○印をつける。貯金のある人はその金額も記入)

問15 ご主人は食事その他、日常生活について誰かの看護その他の世話を必要としますか？

1	必要
2	時により必要
3	必要なし

一番主に看護にあたっているのは誰ですか？

イ	妻
ロ	子ども
ハ	父 母
ニ	やとづいている看護婦その他の関係人
ホ	病院に入っている
ヘ	その他 ()
ト	世話をする人がいない

問16 ご主人は現在何か仕事をしていますか？(MA)

イ	自分が主となって仕事をしている(あんま、はり灸、たばこ屋など)
ロ	家業の手伝いをしている(農業を含む)
ハ	内職をしている
ニ	留守番をしている
ホ	その他 ()
ヘ	何もしていない

問17 あなたは御主人にどのような世話をしていますか？(MA)
また、世話にかかる時間は全部で一日何時間ぐらいですか？

イ	排 便	ヘ	清拭、入浴	時間
ロ	洗 面	ト	着がえ、ベッド作り	
ハ	食事をたべさせる	チ	マッサージ	
ニ	新聞・読書	リ	その他 ()	
ホ	歩行の介助	ヌ	特にしない	

問18 ご主人の障害について、まだ治療費がかかることがありますか？

1	あ る	1ヶ月平均 円
2	な い	

問19 ご主人の被災で一番つらいと感じられることはどのようなことですか？二つだけあげて下さい。(リスト1)

1	経済的な問題(収入がへった、支出がふえたなど)
2	相談相手がない
3	自分や家族が過労
4	夫がいらいらしてあたりちらす
5	家庭が暗くてたのしみがない
6	働きたいが夫の世話のため働くことができない
7	働かなければならぬので夫の世話が十分できない
8	子供の将来が暗い
9	その他 ()
10	つらいことは特にない

問20 働く人が労働災害で重い障害をうけた場合、どのようなことが一番大切だと思いますか？(リスト2)

1	家族や親せきが助け合う気持をもつ
2	事業所がもつと面倒をみってくれる
3	国の労災補償をもつと手厚くする
4	地方自治体の援助をたかめる
5	民間の社会福祉活動を盛んにする
6	その他 ()